



土 監 発 第 4 5 号
平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日

土浦市長	中 川	清 殿
土浦市議会議長	海老原 一	郎 殿
土浦市教育委員会教育長	井 坂	隆 殿

土浦市監査委員 林 修
同 松 本 茂 男

平成 2 9 年度定期監査結果報告の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定による平成 2 9 年度定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

平成 2 9 年度

土浦市定期監査結果報告書（前期）

土浦市監査委員

目 次

	〔 頁 〕
第1 監査の対象	1
第2 監査の期日	2
第3 監査の方法	3
第4 監査の結果	3
1 教育委員会事務局	5
2 市民生活部	8
3 市長公室	10
4 保健福祉部	11

第1 監査の対象

1 教育委員会事務局

教育総務課，学務課・第一学校給食センター・第二学校給食センター，生涯学習課・図書館・一中地区公民館・二中地区公民館・三中地区公民館・四中地区公民館・上大津公民館・六中地区公民館・都和公民館・新治地区公民館，文化課・博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場，スポーツ振興課，国体推進課，指導課

2 市民生活部

市民活動課・一中地区コミュニティセンター・二中地区コミュニティセンター・三中地区コミュニティセンター・四中地区コミュニティセンター・上大津地区コミュニティセンター・六中地区コミュニティセンター・都和地区コミュニティセンター・新治地区コミュニティセンター，生活安全課・消費生活センター，市民課，環境保全課，環境衛生課・衛生センター・清掃センター

3 市長公室

秘書課，政策企画課，財政課，広報広聴課

4 保健福祉部

社会福祉課，障害福祉課・療育支援センター・つくしの家，こども福祉課・新生保育所・荒川沖保育所・霞ヶ岡保育所・天川保育所，高齢福祉課，国保年金課，健康増進課

第2 監査の期日

期 日	対 象 部 課（所，局）及 び 施 設 名
10月17日	教育総務課，学務課・第一学校給食センター・第二学校給食センター，スポーツ振興課，国体推進課，指導課
10月19日	生涯学習課・図書館・一中地区公民館・二中地区公民館・三中地区公民館・四中地区公民館・上大津公民館・六中地区公民館・都和公民館・新治地区公民館，文化課・博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場，一中地区コミュニティセンター・二中地区コミュニティセンター・三中地区コミュニティセンター・四中地区コミュニティセンター・上大津地区コミュニティセンター・六中地区コミュニティセンター・都和地区コミュニティセンター・新治地区コミュニティセンター
11月7日	市民活動課，生活安全課・消費生活センター，市民課，環境保全課，環境衛生課・衛生センター・清掃センター
11月13日	秘書課，政策企画課，財政課，広報広聴課
11月16日	障害福祉課・療育支援センター・つくしの家，こども福祉課・新生保育所・荒川沖保育所・霞ヶ岡保育所・天川保育所
11月22日	社会福祉課，高齢福祉課，国保年金課，健康増進課

第3 監査の方法

平成29年度（平成29年8月末日又は9月末日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかについて、事前に関係帳簿、証書類等を検査し、当日関係職員から説明を受け監査を実施した。

第4 監査の結果

各部課等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の事項を除き適正であると認められたが、次の点について一層の創意工夫と改善を望むものである。

- (1) 予算の執行については、今般の厳しい財政状況に鑑み、無駄な執行はないかなど費用対効果やその必要性を十分精査し、効率的な執行と適正な事務処理に努められたい。
なお、調定及び徴収事務の一部に時期の遅れや不備が確認されたことから、このようなことのないよう適正に処理されたい。
- (2) 歳入・歳出に係る伝票その他の文書の事務処理に当たっては、必要事項の記載や認印の押印について遺漏のないよう適正に処理されたい。
- (3) 各種収入未済額については、市民等の公平・公正な負担の原則に基づき、今後ともその解消に努められたい。
なお、未収金の徴収事務に当たっては、対象者ごとに債権管理簿等を整備し、これに交渉内容等を逐次記録するなど、債権管理の適正を確保されたい。
- (4) 各種補助事業においては、補助申請から実績報告に至るまでの提出書類の審査等を適切に行うとともに、事業の成果の検収により補助金の公益性及び必要性について検証されたい。
なお、検証の結果、改善が必要と判断された補助事業については、補助金等検討委員会の意見も踏まえ、その見直し・充実・整理統合を検討されたい。
- (5) 金銭、金券等については、耐火金庫、ロッカーなどの施錠ができる場所で厳重に保管するとともに、必要以外の場合には保管場所の施錠を心掛け、責任者がその鍵を適正に保管するなど、管理体制の一層の徹底を図られたい。
- (6) 各所属において保有する公印については、施錠ができる場所で厳重に保管し、市長印その他の公印を含め、その使用及び公印使用簿への記載について

は、所管の規則等の規定に則り、適正な運用を図られたい。

- (7) 備品台帳（副本）において、登録漏れ、処理漏れ及び記載の誤りが確認されたほか、過年度に取得した備品の一部に、その存否など現況が不明確なものが見受けられたことから、登録の内容はもとより、過去に取得した備品の現況についても適宜確認されたい。
- (8) 各施設においては、日常的な施設・設備の安全点検はもとより、これらの管理業務に係る仕様書や安全管理マニュアルの再確認又は見直しを行うなど、安全管理については万全を期されたい。
- (9) 公の施設を指定管理者に管理させている場合は、当該施設が基本協定書や仕様書等に基づき適正に管理運営されるよう、当該指定管理者を監督されたい。
- (10) 業務委託、工事請負等の契約において、特定の1者のみを選定する特命随意契約による場合には、災害等の非常事態など正当な理由が必要とされることから、正当な理由なく特命随意契約とすることのないよう慎重かつ厳正に行われたい。
- (11) 業務委託（特に担当課契約）の仕様書において、委託の内容の記載が簡易なものが確認された。仕様書に記載される委託の内容は、適正な見積額を算定するために必要不可欠な情報であり、完了検査の際には正確な判定のよりどころとなるものであることから、適正かつ優良な契約の履行を確保するため、委託に必要な内容を十分に網羅した仕様書の作成を心掛けられたい。
- (12) 時間外勤務の実績から、業務の負担が特定の職員に偏っている傾向が一部で確認された。緊急時や専門性の高い業務に従事して代替が困難であるときなどのやむを得ない理由がある場合を除き、一部の特定の職員に過度な負担がかからないよう、所属内における業務の配分には十分配慮されるなど、効率的な業務の遂行を心掛けられたい。

なお、実際に時間外勤務を行っているにもかかわらず、勤務実績に含めていない職員がいることが一部確認された。時間外勤務時間の実績は、支給される手当の額はもとより、定数管理、人事配置及び業務分担並びに職員の健康状態を検証するための資料であることから、管理職にある者であっても遺漏のないよう対応されたい。
- (13) 寄附金の受入に当たっては、市民から疑念をもたれることのないよう、受入方法等について十分配慮されたい。

以下、各部課等における監査の結果と所見は次のとおりである。

1 教育委員会事務局

(1) 教育総務課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

学校施設及び遊具については、児童・生徒が安心・安全な学校生活を送れるよう、これらの適切な管理に寄与されたい。

なお、新治地区小中一貫教育学校整備事業については、引き続き計画的に進められたい。

また、奨学資金過年度返還金の収入未済額については、引き続きその解消に向けて努力されたい。

(2) 学務課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

学校給食センターの再整備事業については、計画的に進められたい。

なお、今年度より小・中学校が環境保全率先実行計画の対象施設となり、環境負荷の低減に積極的に取り組む施設として位置付けられたことから、引き続き各学校に対して電気、ガス、上下水道の使用量を明示し、適切な使用に寄与されたい。

また、学校給食費の収入未済額の解消に向けた方策について、引き続き主体的な立場でその検討に努められたい。

(3) 第一学校給食センター・第二学校給食センター

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理を心掛けるとともに、衛生面の対策等については十分留意し、安心・安全な給食を提供されたい。

なお、学校給食費の収入未済額については、引き続き学務課及び各学校との連携を図り、その解消に向けて努力されたい。

また、現在学校給食センターの再整備事業が進行しているところであるが、既存の施設や調理備品等の老朽化が著しいことから、これらの維持・管理については十分配慮されたい。

(4) 生涯学習課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

なお、放課後児童クラブ育成料の収入未済額については、その管理及び徴収体制の整備が進められていることが認められたが、引き続きその解消に向けて努力されたい。

また、放課後児童クラブの新規利用及び更新の際には、保護者に対し、育成料を滞納した場合の利用停止基準を明示するなど、収入未済額の発生の抑制に向けた方策を検討されたい。

(5) 図書館

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

本年11月27日にオープンした県内最大規模の新図書館については、中心市街地活性化のシンボルとして利用者の多様なニーズに応えられるよう、より積極的な業務展開を期待するものであるが、窓口業務などの運営に係る業務の委託については、利用者へのより一層のサービスの向上に向けて、委託事業者の監督はもとより、当該事業者との綿密な連携を図られたい。

なお、新図書館用の備品を大量に取得していることから、これらの備品については、遺漏のないよう適正に管理されたい。

(6) 各地区公民館

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理を心掛けるとともに、地域との連携を図り、地域の特色を生かした事業及び施設運営により、さらなる教育文化の振興と社会福祉の増進に寄与されたい。

なお、各公民館で開催している講座については、定員を超える申込みがあるケースも見受けられるなど、市民のニーズを酌みながらプログラムが選定されていることが認められた。引き続き市民にとって魅力のある講座の開催を心掛けられたい。

(7) 文化課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

本年11月27日にオープンした市民ギャラリーについては、新たな市民の芸術文化の発信拠点として、また、中心市街地活性化の一翼を担う施設として、大勢の方々の関心を引くような魅力のある作品の展示など、集客力のある事業展開を期待するものである。

なお、市民会館耐震化及び大規模改造事業については、利用者にとって安心・安全な施設となることはもとより、本市の文化・芸術活動の拠点としてよりふさわしい施設となるよう、計画的に進められたい。

(8) 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

なお、博物館においては特別展「花火と土浦Ⅰ」、上高津貝塚ふるさと歴史の広場においては企画展「中世のみち 鎌倉街道」と、いずれも本市の歴史や文化に関する新たなテーマによる魅力ある展覧会の開催が認められた。今後とも、より質の高い資料の収集・保管・整理、調査研究及び教育活動に努め、本市の歴史や文化を広く紹介できるような、利用者にとって魅力のある展覧会の開催を心掛けられるとともに、引き続き入館者数やイベントへの参加者数の増加のための方策についても検討されたい。

また、所蔵品及び刊行物については、引き続き適切に管理願いたい。

(9) スポーツ振興課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理を心掛けるとともに、市民の健康増進に寄与するスポーツの振興やスポーツ環境の充実に努められたい。

新たに整備された川口運動公園野球場その他のスポーツ施設については、大勢の方々に利用していただけるよう、より一層の周知に努められるとともに、利用者数の増加のための方策についても検討されたい。

なお、川口運動公園使用料の収入未済額については、引き続きその解消に向けて努力されたい。

また、川口運動公園管理事務所の時間外勤務の実績から、職員の著しい業務負担の状況がうかがえることから、勤務体制等の改善を図られたい。

(10) 国体推進課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

なお、2年後に開催される国民体育大会に向け、関係機関との連携を図り

ながらその準備を進めるとともに、市民の意識の醸成につながる大会のPR活動についても積極的に取り組まれない。

(11) 指導課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理を心掛けるとともに、児童・生徒の学力向上及び教育環境の整備に努められたい。

なお、小中一貫教育推進事業については、平成30年度からの本格実施を間近に控え、当該事業の円滑な推進のために策定された計画である「Tsuchiura Next Plan」を活用されるとともに、小・中学校の教職員間の連携をさらに深めることで、9年間を見通した系統的な学習指導の効果が発揮されることを期待するものである。

2 市民生活部

(1) 市民活動課・各地区コミュニティセンター

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理を心掛けるとともに、市民との協働の促進に努められたい。

各地区コミュニティセンターについては、引き続き地域との連携を深めながら、地域の特性を生かしたまちづくり・市民活動の拠点として運営されたい。

なお、地域コミュニティ施設新築等補助金については、交付額が高額となることから、書類審査及び実地調査を慎重かつ厳正に行うことはもとより、近年非常に厳しい財政状況にあることから、引き続き当該補助金の在り方についても検討されたい。

また、協働のまちづくりファンド(ソフト事業)補助金については、活動団体の成果が魅力的で個性豊かな活力ある地域社会の実現につながるような事業に対し交付するよう努められたい。

(2) 生活安全課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理を心掛けるとともに、安心・安全なまちづくりに努められたい。

空家対策については、引き続き管理不全となっている空家の実態把握に努

め、必要に応じて空家等の所有者等に対し、指導、助言等適切な措置を講じ、安心・安全な生活環境の保全に努められるとともに、空家等の適正な管理に関する啓発及び空家等の利活用の促進にも努められたい。

なお、管理不全空家応急措置工事代の収入未済額については、引き続きその解消に向けて努力されたい。

また、防犯灯設置等補助事業については、安心・安全なまちづくりに寄与するものであることから、計画的に進められたい。

(3) 消費生活センター

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理を心掛けるとともに、市民が安心・安全な消費生活を営むことができるよう啓発・相談業務に当たられたい。

なお、全国的に特殊詐欺認知件数及びその被害額は、ともに高水準で推移していることから、引き続き相談員のスキルアップに努めることにより相談者に対する的確な助言・対応を心掛けるとともに、相談窓口及び消費者行政情報の積極的な周知に努められたい。

(4) 市民課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

マイナポータルの本格稼働の開始に伴い、サービスの利用に必要となるマイナンバーカードについては、国や個人番号制度の所管である政策企画課の動向を踏まえながら、市民への普及に努められたい。

なお、マイナンバーカードの交付に当たっては、市民に不信や不安を招くことのないよう正確で確実な事務処理を行うことはもとより、その安全性についても十分周知されたい。

(5) 環境保全課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理を心掛けるとともに、環境保全対策の適正な推進に努められたい。

なお、環境保全率先実行計画については、今年度その対象が「小・中学校」及び「指定管理者が管理する公の施設」にまで拡大されたところであるが、引き続きその目標を達成するための取組を積極的に推進するとともに、それぞれの職員及び指定管理者に対する啓発を行い、環境保全の意識の向上を図られたい。

(6) 環境衛生課・衛生センター・清掃センター

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

汚泥再生処理センター整備事業及びごみ焼却施設整備事業については、引き続き計画的に進められたい。

昨年火災が発生したごみ焼却施設については、施設の運転管理業者との情報共有を図りながら、引き続き安全管理体制に万全を期されたい。

なお、平成30年10月から実施される家庭ごみ処理有料化については、ごみの減量化と再資源化という目的を実現させるため、市民への丁寧な説明を心掛け、計画的に進められたい。

また、霊園管理料の収入未済額については、引き続きその解消に向けて努力されたい。

3 市長公室

(1) 秘書課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

(2) 政策企画課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

なお、ふるさと納税制度については、国や他の自治体の動向を注視するとともに、実質収支の推移や寄附の在り方についても研究されたい。

(3) 財政課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

なお、近年非常に厳しい財政状況にあることから、予算の要求内容を客観的な視点で精査することにより、無駄のない計画的な予算編成に当たられたい。

また、広報紙に掲載されている「財政状況」及び「土浦市の家計簿」の紙面構成や表記については、前年度のものに比べ、より工夫されていることが認められた。引き続き市民にわかりやすい形での情報提供を心掛けられたい。

(4) 広報広聴課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

なお、今年度新設されたシティプロモーション室については、より一層の市のイメージアップにつながる情報発信を期待するものである。

4 保健福祉部

(1) 社会福祉課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理を心掛けるとともに、生活保護対策等各種生活支援対策の円滑な運用を図られたい。

生活困窮者自立支援事業については、社会福祉協議会等関係機関との連携を図りながら、相談者の自立支援に向けて取り組まれたい。特に、学習支援事業については、子どもの貧困が社会問題になっていることから、今後もその内容の充実を図られたい。

なお、認知症高齢者の権利を擁護する市民後見人については、今後その需要の増加が見込まれることから、引き続きその育成に取り組まれたい。

また、生活保護法第78条の徴収金及び同法第63条の返還金の収入未済額については、徴収体制を整備し、その解消に努められたい。

(2) 障害福祉課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正であると認められた。今後も各施設との連携を図りながら、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理を心掛けるとともに、障害児(者)の支援・対策を推進されたい。

なお、障害者住宅整備資金貸付金の収入未済額については、引き続きその解消に向けて努力されたい。

(3) 療育支援センター

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理を心掛けるとともに、施設の利用者及びその家族の支援に努められたい。

なお、施設及び利用者の安全・衛生管理については、引き続き万全を期さ

りたい。

(4) つくしの家

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

なお、施設の利用者に対し生活に必要な訓練、就労に向けた訓練、就労機会の提供等を行うことにより、今後とも自立を支援されたい。

また、施設及び利用者の安全・衛生管理については、引き続き万全を期されたい。

(5) こども福祉課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

今後民間に移管されることになる保育所については、利用者等の不安を解消するため、引き続き丁寧な説明を心掛けるとともに、移管に当たっては、在職保育士の処遇も含め、その引継ぎには万全を期されたい。

なお、保育料の収入未済額については、保育所との連携を図り、引き続き解消に努められたい。

また、児童手当過年度返納金等の収入未済額についても同様に、その解消に努められたい。

(6) 新生保育所・荒川沖保育所・霞ヶ岡保育所・天川保育所

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

なお、各保育所とも、食物アレルギー対応、感染症予防対策、遊具・施設の管理について、それぞれ適切な対応・対策により児童の安全が確保されていることが認められた。引き続き児童の安全の確保については万全を期されたい。

また、地元の敬老会や療育支援センターとの交流保育等については、双方のふれあいの場として有意義な行事であることから、継続を検討願いたい。

(7) 高齢福祉課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理を心掛けるとともに、社会福祉協議会や関係機関との連携を図り、高齢者福祉サービスの充実を進められたい。

なお、認知症施策推進事業の実施に当たっては、対象者及びその家族への支援を充実されたい。

また、高齢者住宅整備資金貸付金の収入未済額については、引き続きその解消に努められたい。

(8) 国保年金課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の軽微な事項を除き適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

なお、一般被保険者返納金の収入未済額については、引き続き徴収体制を整備し、その解消に努められたい。

(9) 健康増進課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正であると認められた。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

なお、医療機関等との連携の強化並びに健康診断及び各種検診の受診率の向上を図り、市民の健康管理及び病気の早期発見の支援に努められたい。

また、医療体制強化事業である寄附講座については、引き続き充実を図られたい。